

別表1 開示請求できる者（被開示者が生存している場合）

開示請求できる者 ※1	開示請求書	請求者の確認 (運転免許書、健康保険証等)	同意書	請求者と被開示者の関係の証明※3
患者本人 ※2	○	○	×	×
未成年の法定代理人 (親権者又は未成年後見人)	○	○	×	○ (戸籍謄本又は法務局発行の 登記事項証明書)
成年被後見人の法定代理人 (成年後見人)	○	○	×	○ (法務局発行の登記事項証明 書又は家庭裁判所の証明書)
診療契約に関する代理権が付 与されている任意後見人	○	○	×	○ (委任契約公正証書又は 任意後見契約公正証書)
患者本人から代理権を与えら れた親族	○	○	○	○ (戸籍謄本)
患者本人から代理権を与えら れた親族に準ずる者	○	○	○	○ (内縁関係又は婚約者を証明するも の)
現実に患者の世話をしている 親族（患者が成人で判断能力 に疑義がある場合）	○	○	×	○ (戸籍謄本及び 住民票又は扶養証明書)
現実に患者の世話をしている 親族に準ずる者（患者が成人 で判断能力に疑義がある場 合）	○	○	×	○ (内縁関係又は婚約者を証明するもの 及び 住民票又は扶養証明書)

※1 開示請求できる者は「診療情報の提供等に関する指針」(厚生労働省)の7診療記録の開示の(2)診療記録の開示を求め得る者に定めるもの。

※2 満15歳以上の未成年者については、疾病の内容により請求を認めることができる。

※3 開示請求をする者は、本人又は代理人等であることを証明するため必要な書類等を提出し、または提示すること。